令和８年神奈川県議会第１回定例会　社会問題対策特別委員会

令和８年３月 10 日

◆おだ幸子委員

公明党のおだ幸子です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、報告資料の２ページ、擁壁の自主点検の促進についてでございますが、近年、豪雨や地震の頻発により、住宅地における擁壁の崩落事故が各地で発生しております。2025 年には世田谷区において擁壁が倒壊し、住宅に被害が及ぶ事故が発生しました。倒壊した住宅は築 57 年、区は 1984 年の時点で擁壁に亀裂があることを把握しており、何度も所有者に改善を求めてきましたが、住宅を含めた建て替えが必要になることなどから改善が実施されず、倒壊しました。この事例は、危険性が認識されていても、擁壁が私有財産であることなどから対策が進みにくいという課題を示していると思います。また、擁壁事故の特徴は、突然発生するように見えて、実際には永年の劣化や排水不良などの予兆が存在している場合が多いという点です。つまり、技術的に防げない災害というよりは、点検が十分に機能していれば防ぐことができた可能性があると考えます。

そこで、伺います。新聞報道では、昭和 30 年から昭和 48 年頃の高度経済成長期に大都市圏の郊外で造られた築 50 年以上の老朽化した擁壁が全国に 100 万から 300 万か所あるとのことですが、こうした擁壁にクラックなどの変状や崩壊が生じる原因について伺います。

◎建築指導課長

擁壁のクラックや崩壊が生じる主な原因といたしましては、２点がございます。１点は、地震や豪雨などの影響で擁壁の後ろの土に土圧ですとか水圧ですとかが増加する場合でございます。２点目は、玉石積みや唐石積み擁壁といった現在の擁壁の構造基準には適合しない場合でございます。

◆おだ幸子委員

こうした擁壁の変状、変化について、一般の方が危険かどうかというのを判断するのはすごく難しいことじゃないかなと思うんですけれども、国土交通省が出されている我が家の擁壁シート案というのを拝見しましたが、16 ページぐらいあるんですけれども、専門的な用語ですとか判断を伴う項目が多くて、私はくじけたんですね、取り組もうという意欲をそがれたというか、そういう気持ちになりまして、現在、県において作成中のチェックシートでは、県民が実際に点検してもらえるようにどういう工夫をされているんでしょうか。

◎建築指導課長

県が作成中のチェックシートは、チェック項目を絞り、図や写真を多く入れることで、誰にでも分かりやすく自主点検してもらえるよう工夫することとしています。

◆おだ幸子委員
　ぜひ、見てもう諦めてしまうんじゃなくて、取り組んでみようと思う工夫をお願いしたいと思うのと、今、マニュアルって動画で作られることも多いので、動画もぜひ検討いただければなと思います。
　続きまして、さらに県民が自主点検により変状を把握した場合、補修や作り替えなど、どのような工事が必要になるのか、また、どの程度の工事費が発生するのか、さらには隣地との共有など責任関係の問題など、様々な不安が生じると思われます。こうした県民の不安に対してどのように支援していくのか伺います。

◎建築指導課長
　擁壁の変状を把握した場合でも、それが危険かどうかの判断をするには専門家の判断が必要になります。そのため、チェックシートでは単にチェック項目を載せるだけではなく、擁壁の基礎知識や代表的な擁壁の種類を掲載するとともに、県民が自主点検後に不安があった場合の相談先なども記載したパンフレット形式にする予定でございます。

◆おだ幸子委員
　まず一つ目のハードルが自主点検をやってもらうことで、二つ目のハードルが、実際に直してもらうことだと思うんですね。それぞれの段階に応じて、当事者目線に立って、どういう形がいいのかしっかり考えていただければと思います。
　続きまして、自主点検をきちんと機能させるためには、単に点検を促すだけではなく、点検後の相談会の開催も重要になってくると思います。擁壁が崩壊すれば地域全体に影響を及ぼすことになりますが、県は市町村とどのように連携していくのかお伺いします。

◎建築指導課長
　この取組には市町村との連携が欠かせません。県では 33 市町村と擁壁対策検討会を立ち上げまして、市町村とチームを組んで、チェックシートの効果的な周知方法や相談会の開催場所、方法などについて意見交換をしているところでございます。

◆おだ幸子委員
　また、インターネットを利用しない高齢者の方というのはまだまだ大勢いらっしゃいますので、自主点検ですとか相談といった行動に移していただけるよう、チェックシートの配布や相談会の開催には工夫が必要だと考えます。その周知方法についてお伺いします。

◎建築指導課長
　チェックシートの配布や相談会の開催のお知らせは、ＬＩＮＥかながわパーソナルサポートや県のホームページといったデジタルツールの活用もいたします。さらに、身近な市町村や県の出先機関の窓口などで手に取っていただけるよ

う、チェックシートやチラシを配架させていただき、県や市町村の広報についても検討していきます。また、より効果的な啓発の方法については、先ほどの検討会で市町村との意見交換を行っているところでございます。

◆おだ幸子委員
50 年以上たっている建物と考えると、やっぱり住んでいる方も高齢の方が多いということが予想されるので、そういう方に届く情報発信をよろしくお願いいたします。
要望を申し上げます。擁壁は私有物でありながら、崩落すれば地域全体に影響を及ぼします。県民の方が取り組む気持ちになるような分かりやすいチェックシートを早急に作成していただくとともに、点検によって生じた様々な不安を専門家への相談につなげていただきたいと思います。点検だけで終わらせるのではなく、その後の補修や改善といった行動につながっていくよう、必要な支援についても市町村と連携して進めてください。まずは分かりやすいチェックシートを作っていただきまして、擁壁の自主点検の促進により地域の安全・安心につながるよう、市町村との連携をよろしくお願いいたします。

◆おだ幸子委員
では、次の質問に移らせていただきます。報告資料の５ページ、住宅セーフティネット制度の推進について伺います。先行会派でも触れておられますので、触れた部分については割愛して伺いたいと思っているんですが、県では住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、住宅セーフティネット制度を推進していますが、制度が実際にどれだけ居住の安定につながっているのか、その成果が見えにくい状況にあります。そこでお伺いします。セーフティネット住宅のうち要配慮者が入居している割合について、県は把握しているのでしょうか。把握していない場合、県は本制度の成果を何によって評価しているのかお答えください。

◎住宅計画課長
セーフティネット住宅に住宅確保要配慮者が入居している割合についてですが、セーフティネット住宅は制度上、入居者を要配慮者に限定しているものではないため、一般の方が入居しているケースもあることから、要配慮者の入居の割合というものを把握してはございません。そのときに、ではどういったことでこの評価をしているのかということに関しましては、やはり基本的には登録戸数というところで評価しておりまして、一方、数値目標を定めていた時期もあったんですが、令和３年の時点でこの数を大幅に上回ったことから、現在は数値目標を設定しておりません。引き続き、そうは言っても供給促進という意味では、数を増やしていくことを目標に取り組んでいるところでございます。

◆おだ幸子委員
一般のものと一緒なので、その報告をしてもらうのにまた手間がかかってしまうので、なかなか入居件数の把握は難しいということは理解ができるんですけれども、では要配慮者の方が実際に住宅を確保できたのかどうか、その状況を

県としてはどのように把握をしておられるのか、また、住宅部局と福祉部局において情報共有が図られているのか、お伺いします。

◎住宅計画課長
　住宅確保要配慮者は、高齢者や障害者、外国人、ＤＶ被害者など多岐にわたり、住宅の種類もセーフティネット住宅や公営住宅、公社などの公的賃貸住宅など幅広いことから、要配慮者の住宅確保の状況を把握することは困難であると考えております。そうした中、住宅セーフティネット法に基づき要配慮者の賃貸住宅への入居支援などを行うこととして、県が指定した居住支援法人から毎年度、事業支援業務の実施状況を事業報告書として提出してもらっています。報告書では、要配慮者に対する相談件数や、法人が、例えばケアマネジャーさんであるとか、生活保護のケースワーカーさん、こういった方々と連携して要配慮者の住宅を確保した事例などを報告してもらっており、報告を通じまして要配慮者の住宅確保の状況を把握しております。住宅部局と福祉部局との共有につきましては、令和７年の改正住宅セーフティネットにより、令和８年度以降に提出されます事業報告書について、今後、福祉部局と情報共有を図っていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員
　個別のいろいろな事案を伺っているということですね。分かりました。
　この制度の目的って、そもそも住宅を借りられない状況の改善になるかと思うんですけれども、賃貸住宅のオーナーさんの意識を確認する、把握する必要があると考えますが、県として調査は行っているのか、簡潔にお願いします。

◎住宅計画課長
　県としては把握を行っておりませんが、国が直近では令和３年度に賃貸住宅管理業務に係る会員を対象にアンケート調査を行っておりまして、これによりますと、例えば高齢者の入居に対して依然として全体の約 70％の方が拒否感を持っていたということとなっております。一方で、全体の約 44％の方は、拒否感はあるものの従前よりは弱くなっている、が回答でございました。県としましては引き続き、国のこうした調査によりまして賃貸住宅のオーナーの意識を把握していきたいと考えております。

◆おだ幸子委員
　70％の方が拒否感を持っていたけれども、実際は今、登録としては非常に増えているという現状があるのかなというのは分かりました。
　この点の最後に、住宅政策の成果というのは、とは言いながらも、登録戸数や制度の創設ではなくて、住宅に困っている要配慮者の方がどれだけ減ったかというところで評価されるべきだと考えるんですけれども、そこで、県はこうした要配慮者の居住の安定確保ために今後どのような取組を行っていくのか、お伺いします。

◎住宅計画課長
　住宅に困窮する要配慮者の把握につきましては、例えば高齢者について、高齢者世帯数は把握できますが、そのうち住宅に困窮している世帯の数は現状の統計データでは把握することができず、住宅政策で数が減ったかどうかを検証することは困難だと考えております。また、住宅に困窮する理由も、例えば病気による収入の低下ですとか、家庭の状況から若くして自立せざるを得ない場合など様々であり、居住の安定確保に向けた取組は、住宅施策だけではなく福祉施策との連携が必要だと考えています。そこで、県の住宅、福祉の部局や市町村、福祉の関係団体等と構成する県居住支援協議会、これを連携の場として、居住支援に係る情報の共有を行い、専門講座や法人同士の交流会の開催など法人の活動を支援することで要配慮者の居住支援の推進を図っていきます。また、居住支援に携わる担当者向けに、住まい探しから地域福祉など幅広い知識を学ぶことができる研修を実施し、その修了者を居住支援コーディネーターとして認定するなど、人材育成を行っていきます。こうした取組をしっかり行って、住宅に困窮する住宅確保要配慮者の居住の安定確保を進めてまいります。

◆おだ幸子委員
　最後に要望を申し上げます。ぜひ市町村、また支援団体等と協力をいたしまして、この制度の推進を図っていただきますようによろしくお願いいたします。

◆おだ幸子委員
　では、最後に報告資料３ページにございます応急仮設住宅の迅速な供給に向けての取組についてお伺いします。先ほども先行会派の御発言がございましたが、あしたの３月 11 日で東日本大震災の発生から 15 年となります。東日本大震災では、直接亡くなられた方が約１万6,000人、災害関連死された方が約4,000人、合わせて約２万人もの尊い命が失われました。また、能登半島地震から２年が過ぎましたが、いまだに約１万 8,000 人の方が仮設住宅での生活を余儀なくされていると伺っています。近年の災害では、避難生活の長期化に伴う孤立や生活環境の悪化などによる災害関連死が深刻な課題となっています。本県の地震被害想定では、最大で約 236 万人が避難生活を余儀なくされ、災害関連死も数千人規模に上る可能性があるとされています。こうした中、避難生活の質を確保し、被災者の孤立を防ぐことは、災害対策における重要な課題であると考えます。応急仮設住宅での生活環境は、県民の生活に直結する重要な政策課題であると考えます。そこで、災害時の応急的な住まいである応急仮設住宅の供給とコミュニティー形成について何点か伺います。
　まず初めに、応急仮設住宅について、改めて制度の概要を確認したいと思います。

◎住宅計画課長
　応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、災害により自宅が倒壊するなど家を失った被災者に対し、住宅確保までの仮住まいとして提供するものです。原則として最長２年間、無償で提供するもので、プレハブ工法などで新たに建設する建設

型と、民間賃貸住宅を借り上げて提供する賃貸型があります。

◆おだ幸子委員
　資料には、応急仮設住宅の建設に関して関係団体と協定を締結しているとのことですが、協定に基づいて団体はどのような役割を担っていただくことになっているのかお伺いします。

◎住宅計画課長
　県では、発災時に応急仮設住宅を迅速に建設することができるよう、一般社団法人プレハブ建築協会など４団体と協定を締結しています。協定団体には、災害時に県からの要請に基づき供給可能な戸数の県への報告、建設予定地の現地調査や選定への協力、また、建設が決定した後は、応急仮設住宅の設計図書の作成や建設、工程管理などを行っていただく予定となっております。

◆おだ幸子委員
　それでは、応急仮設住宅の建設について、県と市町村の役割分担ですとか、着工までの事務の流れについてお伺いします。

◎住宅計画課長
　まず、県と市町村の役割分担についてですが、県は応急仮設住宅の供給主体であり、市町村は建設予定地の選定や被災者の応急仮設住宅への入居ニーズを把握するほか、建物完成後の入所管理などを持ってもらいます。次に、着工までの事務の流れについてですが、発災後、県は被災状況や供給団体の供給可能戸数を把握し、並行して市町村から建設予定地や必要戸数の情報などを入手をします。これらにより、県は市町村の意見を聞きながら応急仮設住宅の建設に係る当面の供給方針を定めます。その後で、県は応急仮設住宅建設に係る契約を協定団体の会員企業と締結し、その後着工となります。

◆おだ幸子委員
　市町村が実際のニーズを吸い取って、県が団体との橋渡しをしてと、そういう感じになるかなと思うんですけれども、応急仮設住宅の建設に当たって県として整備の指針のようなものを定めているのであれば、その概要について簡潔にお願いします。

◎住宅計画課長
　県では円滑に応急仮設住宅の設計を実施するため、神奈川県建設型応急住宅設置指針を定めております。この設計指針では、戸数に応じた敷地面積の基準や標準的な住戸の間取りタイプ、敷地内通路の幅員、駐車場の整備台数など、技術的基準を定めています。

◆おだ幸子委員
　技術的基準などを定めていらっしゃるということで、では、応急仮設住宅の建

設においては、前文でも申しましたけれども、コミュニティーの形成を促す要素が重要だと考えているんですけれども、こうした要素をあらかじめ設計方針に組み込んでおくことが重要だと考えますが、県はどのようにお考えでしょうか。

◎住宅計画課長
　応急仮設住宅の建設は、一団の土地に複数の住棟を建てることが多いため、コミュニティー形成への配慮は重要であると考えております。コミュニティー形成を促す要素として、設計方針では交流拠点として集会所や談話室について基準を定めており、例えば、住戸数が 100 戸の場合は 60 平方メートル以上の集会所を１か所、または 40 平方メートル以上の談話室を２か所設置することとしています。また、住棟配置に当たって、玄関を向かい合わせとなるよう配置したり、集会所と広場を一体的に計画することや、屋外にベンチやテーブルセットを設置できるスペースを確保することなど、コミュニティー形成への配慮に関することを定めております。

◆おだ幸子委員
　集会所などを考えていらっしゃるということは分かりました。実は我が会派では昨年末、石川県輪島市の応急仮設住宅の事例を視察しました。そこでは日常生活機能を一体化した施設が整備され、孤立を予防するコミュニティーが形成されていました。これは黒岩知事も視察された社会福祉法人佛子園が中心となって整備したコミセンベースと言われる拠点でございます。食堂、入浴施設、生活相談、交流機能など、日常的に行うことを中心に機能を一体的に備え、住民が自然に集まり、見守り合う仕組みがつくられていました。仮設住宅における孤立防止や災害関連死の予防という観点からも、こうした取組は先進的であり、大変参考になるものだと考えます。このような日常生活機能を一体的に備えた拠点の設置について、県の仮設住宅の設計方針の中でどのように配慮されているのかお伺いします。

◎住宅計画課長
　災害救助法により応急仮設住宅として設置が可能な施設は、住宅のほか集会所や談話室までであり、食事や入浴などのサービスを提供する施設については、応急仮設住宅とは別の施設として整備する必要があります。委員から御紹介ありました輪島市の事例における食事や入浴などのサービスを提供する施設につきましては、私どもの知る限り厚生労働省の福祉関連の事業で整備されたというふうに承知しております。なお、県ではこのような施設を応急仮設住宅に隣接して整備できるよう、設計方針において、応急仮設住宅の建設敷地の 20％程度の調整用地を確保することを推奨しております。この用地を使いまして、今回、輪島市の事例のようなコミュニティー形成を支援する施設などを応急仮設住宅とは別に建設できるよう配慮しております。

◆おだ幸子委員
　最後に、今いろいろ御検討いただいているということですし、20％であればそ

ういうものもできるということも今確認ができましたので、やはり孤立を予防する観点からも、コミュニティー形成の観点からさらなる工夫が必要と考えますが、県としてのお考えを伺います。

◎住宅計画課長
　能登半島地震など、これまでの災害で建設された全国の応急仮設住宅や、これに併せて設置されたコミュニティー形成を支援する施設、また、市町村サポートセンター、仮設店舗など、様々な先行事例について改めてよく調べまして、市町村との意見交換なども実施して、今後の取組の参考にしていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員
　では、最後に要望を申し上げます。本当に先行事例も踏まえながら、建物はハードですけれども、やっぱりコミュニティーですとか人との関係というのがすごく大事だということは、私たちはいろいろな災害から学んできたと思いますので、ぜひソフト面の取組も重要であるという前提に立って、また、ニーズを聞いて出すのは市町村なので、市町村ともその事例を共有して、私たちがもし災害に遭ったときに安心して暮らせるような、そういう仕組みを考えていただきたいと思います。以上です。